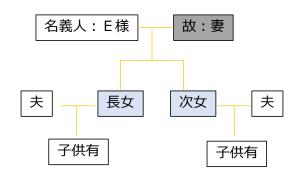
## 土地信託成約事例



## 【ポイント】

- ①相続税対策(借入をスターツ信託で行う)
- ②手間なし運営可能(娘様達の意見調整不要)
- ③娘2名に50%ずつ公平に分けられる



E様は駅前立地に古いアパートを所有していたが、今後予定される相続において揉め事の種になることが予想されていた為に、「売却しかない」というお考えであった。

古いアパートを土地信託で建替える事により、

- ①相続税対策になる(借入をスターツ信託で行う)
- ②手間なし運営可能(娘2名の意見調整不要)
- ③娘2名に配当金として50%ずつ公平に分けられる
- の3つのポイントが出来るようになった。



\*本内容は一般的な説明の例示です。不動産信託を活用する場合は、契約締結時および契約期間中は、所定の信託報酬のお支払いが必要です。法定相続人以外の方が遺贈を受ける場合は、相続税額が20%加算されます。 本文書に記載された内容の実施につきましては、税理士等の専門家とご相談下さい。\*詳しくは、信託法第90条・第91条をご確認下さい